

平成25年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

民事訴訟法

〔問1〕

XはYに対し、Xが所有する土地をYが不法に占有し、当該土地上にY所有の建物を建て居住していることから、賃料相当損害金の損害賠償金の支払を求めて訴えを提起した。Xの提訴を受けた裁判所は、YがX所有の土地を明渡すまで月20万円の賃料相当損害金の支払をYに命じる判決を出しこの判決は確定した。

上記の場合において、判決確定後にX所有の土地の地価が高騰し、賃料相場が月20万円から月30万円に価格の上昇をみたときには、Xはその差額の支払を求めるために訴訟上いかなる方法を採用するか。考えられる方法を挙げてその当否を検討しなさい。

〔問2〕

Xは、自身が所有するA土地をYが不法に占有しているとして、A土地の所有権にもとづき明渡しを求める訴訟をYに対し提起したところ、裁判所は、A土地の所有権はXにはない、という理由で請求棄却判決を出し、この判決が確定した（前訴）。

前訴の後、後訴として、①Xが再度Yを相手にA土地の所有権確認訴訟を提起した場合、および、②YがXを相手にA土地の所有権確認訴訟を提起した場合のそれぞれについて、前訴判決の効力は後訴の請求の判断に作用するかを解答しなさい。